

令和8年8月千葉豪雨に関する緊急要請

令和8年8月13日に発生した令和8年8月千葉豪雨は、全国で初めて「レベル5大雨特別警報」が発表され、本市を含む県内各地において観測史上最大の降雨をもたらし、河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、広域的な道路冠水等により、住家、事業所、公共施設、交通網及びライフラインに甚大な被害をもたらした。

特に都市部においては、アンダーパス部の浸水や道路冠水による大規模な交通障害、公共交通機関の遅延・運休とこれに伴う多数の帰宅困難者の発生等、都市部特有の課題が顕在化した。また、線状降水帯の発生に伴う急激な状況変化により、多くの住民が避難や移動を余儀なくされる事態となった。

本市においては、発災以降、政府の多大なご支援もいただきながら、県内他市に先駆けた幹線道路における被災車両の撤去をはじめ、災害ごみの仮置き場や災害用トイレレーラーの設置など、市民の日常生活と地域経済活動の早期回復に向け、全力を尽くしてきたところである。

しかしながら、避難所運営、罹災証明書の発行、住家被害認定調査、災害廃棄物処理及び被災者生活再建支援等の業務が急増しており、その人的・財政的負担は極めて大きなものとなっているほか、建物内の電気設備の浸水被害等により、多数の集合住宅でライフラインの回復に1か月以上を要するといった状況が生じているなど、課題は依然として山積しており、その深刻度は増している。

ついては、国において、一日も早い復旧・復興及び住民生活の再建の実現に向け、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 今回の浸水被害でライフラインが途絶した集合住宅の居住者に対し、応急仮設住宅に早期に入居できるよう必要な措置を講じること。

また、ヘッドライト、LEDランタンの供与や保健師の派遣等の被災者支援に対する財政的な支援を行うとともに、罹災証明書の交付基準の見直し及び災害救助法の適用範囲の拡大を行うこと。

- 2 激甚災害の早期指定を含め、被災自治体の財政負担軽減及び迅速な復旧・復興に資する必要な措置を速やかに講じること。

令和8年8月25日

千葉市長 神谷 俊一